

明察功過。賞罰必當。

「憲法十七条」第11条  
（『日本書紀』）より



# 歴史の壺

法務史料展示室だより

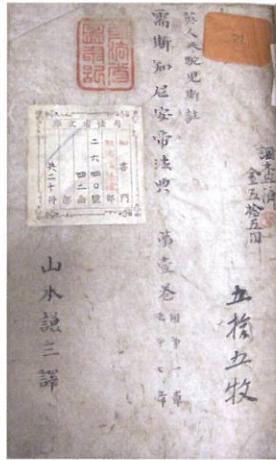
第24号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。  
みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

## 法務図書館の 書棚から



「需斯知尼安帝法典」（全20冊）



「需斯知尼安帝法典」の扉

\*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介します。

### 第9回 『需斯知尼安帝法典』

「法学提要」（ラテン語でいう *Institutiones*）という言葉は、法学を学んだ者なら、なんとなく耳にしたことがあるかも知れません。法学提要が意味する内容はいくつかありますが、そのひとつは東ローマ皇帝ユスティニアヌス1世の命令によって編纂された「ローマ法大全」の一部を指す場合に用いられます。

ローマ法の学問的重要性は、日本人にも古くから認識されていました。明治維新を経て文明開化の時代が訪れると、法典の近代化も進み、その過程でローマ法の知識は日本に流入していきます。ローマ法ははじめ、大学や法律学校などでの講義のなかで断片的にとりあげられていましたが、明治17年（1884）頃になって、ユスティニアヌス帝法学提要の全訳が完成しました。森征一氏の論考によれば、法務図書館が所蔵する貴重書のなかに、その日本初の翻訳と考えられる史料があります（森征一「山本謙三訳・英人參駄兒斯註『需斯知尼安帝法典』（全20冊）をめぐって」法学研究48-3、1975）。それが、今回紹介する「需斯知尼安帝法典」（全20冊）です。

「需斯知尼安帝法典」の表紙には、「山本謙三譯」とあり、20冊にもおよぶユスティニアヌス帝法学提要の翻訳が、山本謙三という人物によっておこなわれたことがわかります。山本は、司法省に出仕した官僚で、翻訳などの業務のほか検事すなわち実務法曹としても活躍していました。司法省に着任する前は、東京大学予備門に英語の教員として勤務しており、英語の語学能力が高かった事実がうかがえます。山本が訳した「需斯知尼安帝法典」は、「英人參駄兒斯」、すなわち、イギリス人法学者のサンダース（Sandars, Thomas Collett）が著した *The Institutes of Justinian with English Introduction, Translation and Notes. 6. ed. London, 1878.* という英書です。山本はこの他にも、英人アデゾン「英國民事犯法要説」（明治13年）や米人タウンゼンド「英米商法要論（完）」（明治23年）などの翻訳にもたずさわっています。こうした全訳書の完成は、その後の法律学の発展に大きく寄与することとなるのです。



#### 罪刑法定主義：ザイケイホウテイシュギ

近代刑法の基本原則である「罪刑法定主義」は、何が犯罪でどのように処罰するかをあらかじめ法律に定め、政治権力の専断から国民の自由を守ろうとする考え方です。古代の法典「養老律」にも「断罪、皆須具引律令格式正文」という記述があり、古代にも「罪刑法定主義」が存在したかのように思えます。しかし、これは君主の定めた規定を無視して罪が科されることを禁じたもので、近代的な罪刑法定主義とは大きく異なるものでした。

# 史跡探訪

## えとうしんべい おおきたかとう 江藤新平君墓・大木喬任生誕地

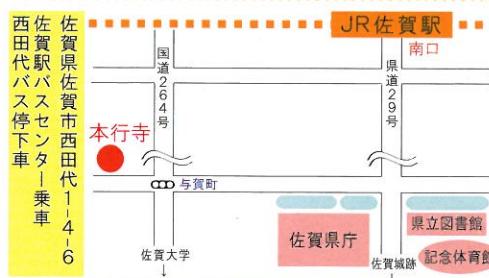
佐賀市内を歩いていると、幕末から明治にかけて顕著な功績を残した佐賀藩出身者を指す「佐賀の七賢人」という言葉と、彼らにまつわる史跡を多く目にします。今日はその七人の中から、日本の司法制度に多大な貢献をした二人を取り上げたいと思います。

一人は江藤新平です。彼は、明治5年（1872）に初代司法卿（現在の法務大臣）となり、「司法職務定制」（法務史料展示室だより第1～4号参照）の制定や裁判所の設置など、司法の近代化を推進しました。その後、征韓論争に敗れて下野した江藤は、明治7年（1874）に佐賀の乱を起こして処刑されますが、そのお墓が現在、佐賀市内の本行寺に建てられています（写真1）。

もう一人は大木喬任です。彼は明治6年（1873）、江藤の後を継いで司法卿に就任し、以後、明治13年（1880）まで6年半もの間、その任にありました。彼のもとで日本は、初めての西洋型近代法典ともいえる刑法典の編纂に着手するなど、現在の司法制度の基礎を築くことになります。

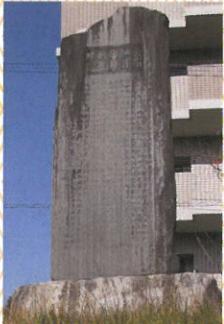


（写真1）江藤新平君墓



その大木の生誕地は佐賀城のほど近くにあり、石碑が建立されています（写真2）。

この二人以外にも、佐賀は明治初期に多くの司法官を輩出しました。日本の司法の近代化は、彼ら佐賀藩出身者の力に負うところ大であったといえそうです。



（写真2）大木喬任生誕地  
佐賀県佐賀市水ヶ江3丁目

### 歴史の壺クイズ

「田舎」とは、一般に人口や住宅が少なく都会から離れた地域を指す言葉ですが、かつてはもう少し様々な意味で用いられていました。慶長8年（1603）にイエズス会宣教師によって作られた『日葡辞書』は、ポルトガル語で説明された日本語の辞書ですが、ここでは「田舎」は現在とは違った意味で説明されています。

では、その説明とは以下のうちのどれでしょうか。

1. 本州以外の三つの島（北海道・四国・九州）のこと
2. 五畿内（山城国・大和国・河内国・和泉国・摂津国）以外の地域のこと
3. 関東地方のこと

前回の答えは  
**1番！**

### 描かれた法



ないうちに三度起きた大物の暗殺事件に、政府首脳部は悲憤し、犯人の検挙、そして処刑を急ごうとします。しかし有力な容疑者とされた広沢家家令紀田正一は、拷問の末に一旦は自白しますが後に供述を翻します。明治8年、物証のないまま開かれた裁判は、今にいう陪審裁判に類する「参座制」という方式が採られ、そこでは投票により紀田ら容疑者5人全員に無罪が宣告されました。結局事件は迷宮入りし真相は今日まで明らかになっていません。

『参議怪死ス』は、この広沢暗殺事件に取材した珍しい歴史サスペンスです。第一報を受け事件発生直後の現場に駆けつけた刑部省逮部の官員が、当時刑部省と並んで刑事司法に関与した弾正台との軋轢の中で苦心の捜査を進めます。物語は弾正台、神祇官など復古色の強い組織の存在が伏線となり、戊辰戦争、更に維新以前に遡って驚くべき事件の真相に迫るという興味深い展開を見せます。

史実では弾正台がまず捜査に当たり、同時に刑部省も積極的に捜査を行い、更に兵部省、東京府もこれに関わりました。最終的に、東京府権少属だった安藤則命が東京警視庁発足後も捜査を指揮し、刑部、弾正の裁判権を合わせて明治4年7月に発足した司法省と厳しく対立した結果、「参座」裁判が開かれることになります。